

1 総則

岩手県立野外活動センターが管理する建物及び建物周辺敷地並びに建物に付属する設備（以下「警備対象施設」という。）の防犯並びに防災のため、警備業法（昭和47年法律第117号）に規定する警備員により岩手県立野外活動センター庁舎警備業務委託に関して、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

2 一般事項

- (1) 受託者は、警備業法を遵守し、庁舎警備業務を実施すること。
- (2) 委託業務の実施に当たって必要な警備装置の設置、その保守費及び緊急対応に要する経費は、受託者の負担とすること。
- (3) 受託者は、異常事態を発見した場合の緊急連絡体制やその対処について、委託者と協議すること。

3 警備員等の従事者

- (1) 受託者は、警備業法上の警備員の制限に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (2) 受託者は、警備業法に定める教育訓練を受け、十分な経験を有する警備員をもって従事させること。
- (3) 警備装置の保守等に従事する者は当該機器を熟知し、必要な資格を有する者とする。
- (4) 受託者は、警備業務に従事する警備員には警備業法上で規定する服装を用いること。
- (5) 受託者は、警備業務を実施する警備員には身分証明書を携行させ、委託者からその提示を求められた場合は、それを提示させること。

4 警備業務の内容

- (1) 警備対象施設及びその周辺施設における不審者等の発見とその対処に関すること。
- (2) 警備対象施設及びその周辺施設の消灯、戸締り点検に関すること。
- (3) 警備対象施設及びその周辺施設の火災、盗難等の予防に関すること。
- (4) その他、警備対象施設等の保全管理上、必要と認められる事項に関すること。

5 警備方法

- (1) 警備方法は、機械警備と巡回警備との併用とする。
なお、機械警備とは、警備業務用機械装置を使用して行う警備方法である。

(2) 機械警備について

- ① 機械警備における警備対象施設は、次の表に掲げる施設とする。

棟	面積	延面積 (㎡)	構造
管理・宿泊棟		3,896.39	RC造2階
体育館		1,206.80	W造1階

※上記の警備対象施設内の部屋の名称は別紙配置図のとおり。

- ② 機械警備を行う時間帯は、日曜日と月曜日の警備装置の開始操作から解除操作を行うまでの間（以下「機械警備時間帯」という。）とする。
- ③ 機械警備の内容は次のとおりとする。

- ア 防犯警備： 警備時間帯において、感知機器による侵入異常の監視を行うこと。
- イ 火災監視： 警備対象施設に設置された火災警報設備の異常信号を終日監視すること。

ウ 設備監視： 警報機器又は感知機器の設備に係る異常を終日監視すること。

エ 設備制御： 機械警備装置に係る運転の起動・停止、設定変更又は機械警備の開始又は解除に係る操作、若しくは異常感知に連動させる制御を行うこと。

- ④ 機械警備対象時間中、受託者の監視員は警備対象施設の異常信号を監視し、異常事態に備えること。
- ⑤ 異常信号を受信した場合、受託者の警備員は当該施設へ急行し、緊急な対処を行うほか、必要に応じて委託者に報告のうえ、警察・消防機関への通報を実施すること。
- ⑥ 受託者は、機械警備装置の機能を正常に維持するために概ね3ヶ月に1回の頻度で定期保守点検を実施し、保守点検表を委託者に提出するものとする。
- ⑦ 受託者は、警備装置に故障が生じたときは、直ちに機械警備装置の復旧に努めること。
- ⑧ 故障機械警備の装置が復旧するまでの間、受託者は機械警備の代替警備として警備対象施設内の細密巡回警備を行うこととし、頻度は次のとおりとする。

	警備時間	警備方法	備考
職員がいる日	夜間	細密巡回	※ 細密巡回とは、警備範囲内の各所における火災、盗難等発生要因を発見し排除すべく細密に各室内を点検し巡回することをいう。
職員が不在の日 (年末年始)	昼間（午前）		
	昼間（午後）		
	夜間		

- ⑨ ⑧で定める「細密巡回警備」は次の事態が生じた場合にも行うものとする。
 - ア 業務開始日までに警備装置の設置が困難と認められる場合
 - イ 受託者の都合により、機械警備が不能である場合
 - ⑩ 受託者は、⑦の代替警備を実施したときは、随時、警備記録として警備報告書を作成し、これを委託者に提出すること。
 - ⑪ 受託者は、警備機器等の変更がある場合、必ず委託者の操作等の重要事項として委託者に十分説明すること。
- (3) 人的警備について
- ① 人的警備における警備対象区域は、施設全域とする。
 - ② 人的警備の対象日時は日曜日、月曜日を除く午後5時15分から午前8時15分までとする。ただし、午後8時から午後9時、午後11時30分から午前5時30分までの間に自由に休息をとることは可能とする。
 - ③ 人的警備は巡回警備と常駐警備を行うものとする。
 - ④ 巡回警備とは、委託者が指定する順路を警備員により巡視するものとする。なお、巡回経路は委託者が決定し、受託者に通知する。
 - ⑤ 巡回警備は午前5時30分頃、午後5時30分頃、午後10時頃を目安に、朝1回、夜2回行うものとする。
 - ⑥ 巡視中における主要業務は次のとおりとする。
 - ア 防犯
 - a 構内の門扉の開閉、対象施設内各窓、扉、シャッター等の施錠点検
 - b 電灯の消灯点検
 - c 施設の破損、破壊箇所の有無の点検
 - d 不審者の潜伏及び徘徊の有無の点検
 - e 金庫等貴重品の状況点検
 - f 駐車状況の確認
 - イ 防火
 - a 電気器具、ガス栓の締め忘れの点検
 - b 漏水、水道放置箇所の点検

- c ストープ、キャンプファイヤーサークル等の火気の後始末の点検
 - d 消火器具の定位置確認
- ⑦ 巡回警備の警備員は、刻時計を携帯し、巡回時刻を記録すること。
 - ⑧ 受託者は巡回警備が完了した場合は、随時、警備報告書を作成し、これを委託者に提出すること。
 - ⑨ 常駐警備は巡回警備以外の時間に事務室に待機し、緊急事態に備えるものとする。

6 異常事態の対処

受託者は、機械警備対象施設からの異常信号を受信した場合、又は巡回警備中に警備対象施設及びその周辺施設の異常を警備員が発見した場合は、次の処置を講じなければならない。

- (1) 機械警備において異常信号を受信した場合は、直ちに警備員を現場に急行させて適切な処置を講じるとともに、速やかに委託者に報告すること。また、必要に応じて所轄警察署若しくは消防機関に通報すること。
- (2) 人的警備において警備員が異常を発見した場合は、異常の内容を確認のうえ、適切な処置を講じるとともに、速やかに委託者に報告すること。また、必要に応じて所轄警察署若しくは消防機関に通報すること。

7 即応体制の整備

受託者は異常事態に即応できるように待機所に常時、必要な警備員の人員と車両を適正に配備しておくこと。

8 委託者の緊急連絡先

委託者は、受託者に対して緊急時の連絡先を書面により通知することとする。

9 機械警備装置の操作キーの管理

- (1) 受託者は、機械警備の開始又は解除を行う機械警備装置の操作キー（以下「操作キー」という。）を委託者に供与するものとする。
- (2) 委託者は、供与された操作キーを善良な管理者の注意義務をもって管理することとし、みだりに委託者の職員以外の第三者に貸与してはならない。

10 警備対象施設の鍵の取扱い

警備対象施設の鍵は、委託者の指示により巡視時や緊急時において使用するものとし、これを複製してはならない。また、業務終了時に確実に委託者に返却すること。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要の都度、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。